

賃金控除に関する協定書

甲（使用者：スタイルファクトリー株式会社）と乙（労働者代表：田村 圭佑）は、労働基準法第24条第1項ただし書きに基づき、賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 甲は、自己申請における臨時振込の賃金支払の際、次に掲げるものを控除して支払うことができる。
 - ① 指定銀行への振込手数料並びに手続きにおける諸経費
 - ② 現金書留における実費での郵送費並びに手続きにおける諸経費
- 2 甲は、立替金及び貸付金などにおける、返済に関しての金銭を賃金支払の際に控除して支払うことができる。
- 3 甲は過去に支払った賃金に関して、過払いが発生した場合は、賃金支払の際に控除して支払うことができる。
- 4 この協定は、令和8年10月1日から有効とする。
- 5 この協定は、いずれかの当事者が30日前に文書による破棄の通告をしない限り効力を有するものとする。

令和8年9月16日

甲：スタイルファクトリー株式会社

（使用者職氏名） 代表取締役 福永 裕之

乙： 田村 圭佑

（労働者代表）

